

公益財団法人横浜市シルバー人材センター 会員及び就業に関する規程

制 定 平成 24 年 4 月 1 日

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人横浜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第 50 条に基づき、会員及び会員の就業等に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 2 条 センターの会員は、正会員と賛助会員の二種とする。

2 正会員は、センターの目的に賛同し、次のいずれにも該当するものであって、理事長の承認を得た者とする。

- (1) 横浜市内に居住する定年退職者等の者のうち、現に職業を有しない高年齢者で、おおむね年齢 60 歳以上の者
- (2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、自己の労働能力を活用し、それによって生きがいの充実や社会参加等を希望する者

3 賛助会員は、横浜市内に住所又は事務所がある個人又は団体であって、センターの目的に賛同し、事業に協力する者で、理事長の承認を得た者とする。

(登録)

第 3 条 正会員として登録しようとする者は、所定の登録申込書（別記様式）又は電磁的記録を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 前項に規定する電磁的記録は、センターホームページの所定の様式により手続きされたものに限る。

(登録料及び会費)

第 4 条 正会員として登録しようとする者は、初年度のみ会員登録に必要な経費に充て

るため、登録料として1,200円を現金で納入しなければならない。この登録料は、入会した月にかかわらず減額することはできない。

2 正会員は、センターの運営経費の一部に充てるため、入会した翌年度以降は会費として年額1,200円を納入しなければならない。

3 賛助会員として登録しようとする個人又は団体は、センターの運営経費の一部に充てるため、会費として年度毎に年額5,000円（1口あたり）以上を納入しなければならない。この会費は、入会した月にかかわらず減額することはできない。

(退会)

第5条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会員が、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき。ただし、賛助会員の団体にあつては、解散したとき。

(2) 横浜市内に居住しなくなったとき。

(3) 長期にわたり就業が困難な状況にあると理事長が認めたとき。

(4) 正当な理由なく、会費を滞納し、督促に応じないとき。

(5) 政治的、宗教的な目的で利用していると認められるとき。

(6) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月22日横浜市条例第51号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団経営支配法人等並びに暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している個人又は団体。

(除名)

第6条 理事長は、会員がセンターの名誉を毀損し、秩序を乱し、又はこの規程に反するような行為を行ったときは、理事会の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第7条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した登録料、会費及びその他の金品はこれを返還しない。

第3章 就 業

(仕事の受注)

第8条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から受け、その交渉にあたるものとし、正会員は発注者と受注又は仕事の条件等について、交渉の当事者とならない。

(就業)

第9条 センターは、就業に対する正会員の希望を配慮し、正会員に対してあらかじめ仕事の内容・期間・時間・配分金額等を明示し、相互の合意を得るものとする。

また、センターは、正会員の就業に関して、適正な助言を行うものとする。

2 正会員は、就業にあたって、社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由により差別されない。

(就業時間)

第10条 正会員の就業時間は、1日につき原則として8時間以内とする。ただし、仕事の内容、就業場所等によって、その始業時間、就業時間、休憩時間、休日等について別に定めることができる。この場合、労働基準法を尊重して定めるものとする。

(就業上の注意事項)

第11条 正会員は、次の点に留意して就業するものとする。

- (1) センターから提供された仕事について、誠実に履行するよう努めるとともに、お互いの人格を尊重し、協力して就業するものとする。
- (2) やむを得ない事情により、就業ができない場合は事前にセンターへ届けること。
- (3) 就業中知り得た業務上の秘密事項及び発注者の不利益になることを他に漏らさないこと。
- (4) 正会員は、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、センターの「個人情報保護規程」により、個人情報の保護に関する研修を受講し、個人情報の適正な取扱いを行うこととする。
- (5) 就業にあたっては安全衛生の確保に努めるとともに、災害発生の防止に努めること。

(就業の終了)

第12条 センターは、正会員が「会員の適正就業に関する基準」及び次の各号のいずれかに該当したときは、当該就業は終了したものとする。

- (1) 正会員が死亡したとき。
- (2) 正会員から正当な理由により就業中止の申し出があったとき。

- (3) センターと発注者の契約が解除されたとき。
- (4) 天災事変、その他やむを得ない事情によって仕事の継続が不可能と認められたとき。
- (5) 会員が就業上の適性を欠くに至ったとき。
- (6) センターと発注者の契約に重大な支障を及ぼす行為があったとき。
- (7) センターを通さずに、受注活動を行うほか、就業を行い、または、金銭を受領したとき。
- (8) 当該就業が正会員の健康と福祉に反すると認められたとき。
- (9) 正会員がセンターの目的に反する行為をしたと認められたとき。
- (10) 発注者から正会員が就業中に前条第1号及び第3号の規定に違反している旨の連絡を受け、その事実を確認したとき。
- (11) 正会員が窃盗、傷害等により、刑法及び軽犯罪法等に違反し、起訴及び刑罰を科せられたとき。
- (12) 正会員が反社会的勢力と関係があることを確認したとき。

第4章 配分金

(配分金支払いの原則)

第13条 センターは、就業した正会員に対しての配分金を会員が指定する金融機関に振り込まなければならない。

2 センターは、前項の場合において、配分金の額が一定額を超え、かつ、第4条第2項に定める会費の納入期限が到来しているときは、配分金の一部を控除して、金融機関に振り込むことができる。

(社会的相当配分の原則)

第14条 仕事の受注に際し、正会員の就業に対する配分金相当額を見積る場合には、その地域における最低賃金等を尊重し社会的に相当な内容のものとする。

(配分金見積り基準の決定)

第15条 正会員の就業に対する配分金の見積り基準は、仕事の種類、内容等を考慮して、理事長が定めるものとする。

(配分金の支払い)

第16条 正会員の就業に対する配分金は、原則として、毎月末日に締め切り、翌月の20日に支払うものとする。ただし20日が土日祝日の場合は支払日を繰り上げる。

第5章 安全、衛生、傷害保険

(安全、衛生)

第17条 センターは、正会員の就業にあたり、その安全、衛生について配慮し、事故防止等に努めるものとする。

(傷害補償)

第18条 センターは、正会員の就業中などにおける死傷病については傷害保険等に参加し、当該保険約款の定めるところにより補償するものとする。

第6章 損害保険

(損害保険)

第19条 正会員が就業中、発注者又は第三者の身体 もしくは財物に損害を与えたときはセンターの加入する賠償責任保険約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

2 会員の故意又は重大な過失、並びに自動車、オートバイ、自転車その他の車両（以下「自動車等」という。）の所有、使用、管理に起因して賠償責任が発生したとき、賠償の責任は、会員が負うものとする。

3 会員の軽過失により、賠償責任が発生したとき（自動車等の所有、使用、管理に起因するものを除く。）、センターが加入する賠償責任保険で担保できない賠償の責任は、会員がその一部を負うものとする。

第7章 雑 則

(委 任)

第20条 前各条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

(登録料に関する経過措置)

次に掲げる者の第4条第1項の適用については、施行日から平成30年3月31日までの間において、理事長の承認を経て、免除することができる。

(1) 施行日から平成30年3月31日までに正会員として登録しようとする者

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則による（登録料に関する経過措置）は、この改正規定の施行日から廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(年会費に関するシルバーポイント代替措置)

第4条第2項に定める年会費の納入については、公益財団法人横浜市シルバー人材センターシルバーポイント制度要綱に基づき、会員の所有するシルバーポイントで代替できるものとする。

附 則

この規程は、平成31年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(登録料に関する経過措置)

次に掲げる者の第4条第1項の適用については、施行日から令和6年3月31日までの間において、理事長の承認を経て、免除することができる。

(1) 施行日から令和6年3月31日までに正会員として登録しようとする者

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

